

【H19 - 事例 3】 チェックリストを用いた委託業者の選定と環境パトロールの実施

事業所名	飛鳥建設株式会社 関東土木支店
事業内容	土木工事及び請負業
事業規模	従業員数 245 名 協力会社社員数 530 名 合計 775 名
廃棄物データ	産業廃棄物 発生量計：97,186.8 t（平成 18 年度実績）

1 取組の概要

飛鳥建設株式会社関東土木支店（以下「支店」という。）は、関東地方に山梨県を加えた 1 都 7 県の地域の土木工事を施工しています。

建設系廃棄物処理の委託先は、支店が事前に調査を行って適正処理が行えると判断した委託業者を支店指定処理業者（以下「指定業者」という。）として登録しています。2007 年では 20 社が登録されており、各工事作業所が業者に委託する場合は、指定業者の中から委託先を選定して契約します。指定業者に対しては、支店が毎年視察確認を行っています。工事作業所が指定業者以外の廃棄物委託業者を選定する場合は、建設廃棄物委託業者選定票を作成して、評価した上で支店に申請し、支店の承認を得て選定しています。

委託契約後については、産業廃棄物委託処理点検表を作成し、適正な運用がなされているかを確認しています。

各工事作業所では、環境パトロールを実施して、指摘事項の改善を行っています。

支店と各工事作業所では、毎年環境行動計画を作成し、達成状況について随時報告しています。

2 取組の内容

（1）建設廃棄物委託業者選定票

工事作業所が支店指定業者以外の廃棄物委託業者を選定する場合は、建設廃棄物委託業者選定票（表 1）を作成します。選定票の確認項目については、社団法人全国産業廃棄物連合会が公表している産業廃棄物処理業者評価票に基づいて作成しています。

内容は、会社概要、会社体制、会社順法性、管理体制、収集運搬業務関係、処分業務関係の 6 項目に分かれており、ホームページ、データバンク等を活用し、さらに現地調査を行って確認をします。

判定は、（良）（可）×（不可）の 3 段階で記入します。評価点数は、良が +1 点、可が 0 点、不可が -1 点として合計し、これを項目数で除して百点満点で算出します。選定の可否については、それぞれの工事作業所別に総合的に判断して決定します。

		No.2	
記入例			
5. 収集運搬業務関係(処分会社と委託契約を締結する場合は不要)		判定記号:○良、△可、×不可	
区分	確認項目	右欄に判定	
		○	△
① 使用車両	収集運搬で使用されている車両は自社のものか。		○
② 表示の義務	義務づけられた会社名と許可番号の表示を行っているか。		○
③ 書面の携行	許可証の写しやマニフェストは携行しているか。		○
④ 運行管理	運行管理(作業日報・台帳・チャート紙等)されているか。		○
⑤ 安全運転管理者	安全運転管理者は任命されているか。		×
⑥ 積替・保管	許可範囲内で保管しているか。		○
⑦ 〃	積替・保管場所を示す許可看板は設置されているか。		○
⑧ 〃	保管場所の面積・高さ等は許可通りか。		○
⑨ 〃	保管場所の整理整頓はよいか。		△
⑩ 〃	保管場所ごとの品目・数量等の掲示をしているか。		○

表 1 . 建設廃棄物委託業者選定票の記入例

(2) 産業廃棄物委託処理点検表

廃棄物委託業者へ委託開始後においては、各工事作業所が産業廃棄物委託処理点検表により適正な運用がなされているかを確認し、不適事項の是正を行っています。産業廃棄物委託処理点検表の確認事項は、契約書、事前協議書、添付資料、マニフェスト、現場管理状況、支払いの項目に分かれており、運搬契約と処分契約別に確認します。

一方、支店は、産業廃棄物適正処理パトロールとして各作業所を回り、産業廃棄物委託処理点検表の内容や現場での処理状況等を確認し、不具合や改善事項を指導します。指摘事項の是正内容は集計して、教育内容に反映させています。

(3) 環境パトロール

支店は、定期的に各工事作業所の環境パトロールを実施しています。環境パトロールのチェック項目は、水質汚濁、CO2 削減、騒音・振動等の一般環境と廃棄物処理(表 3)、建設リサイクル法関連に加え、工事に関する届出・許可・報告の確認をしています。その工事作業所で該当するチェック項目については、○、△、×で記入(表 2)します。や×で改善の必要がある項目については、安全衛生・環境指導票で指導するとともに、支店へ報告しています。

環境パトロールチェックシート(関東土木支店) - 1/5 -		(2007年8月版)	
作業所名 : _____		点検日	点検者名
(1) 判定基準に従って、評価欄へ ○、△、×、(該当無し又は確認不要)、/(今回点検せず)を記入する。		/	
(2) 作業所の進捗状況に応じてチェック項目を決定して使用する。		/	
(3) 判定が △、×の場合で、作業所にとって改善が不可欠な項目(法令違反等)については、「安全衛生・環境指導票」で指導し、作業所長は「改善報告書」にて、改善内容を7日以内に支店へ報告する。		/	
(4) の評価が △、×で、今後の評価が不必要な項目は、○、△ の評価欄に斜線を記入し、以降の点検では評価しない。		/	
(5) 法順守事項は、No.下の (1回確認すればよいもの)、(毎回確認するもの)で示す。		/	

表 2 . 環境パトロールチェックシートの記入方法

(G) 廃棄物処理		関連法令	廃棄物処理法、資源有効利用促進法
1	関係業者へ環境関連要請書「リサイクル・減量化等」を交付しているか。【環境関連要請書】		: 全て交付 : 一部未交付 × : ほとんど未交付
2	指定された20社以外の廃棄物処理委託契約前に、安全環境課長の審査と土木部長の承認を得ているか。		: 承認あり × : 承認なし
3	作業所管理台帳は確認されて、更新されているか。		: 確認されている × : 確認されていない
4	産業廃棄物の処理については、収集運搬・処分業者と委託契約書により契約しているか。		: 契約されている × : 一社でも契約されていない
5	建設廃棄物処理委託契約書については、記載事項に未記入等の記載不備は無いか。		: 全ての契約書に記載不備なし : 記入漏れが1~2ヶ所ある × : 記入漏れが3ヶ所以上ある
6	収集運搬業・処分業許可証の確認は良いか。		: 全ての許可証(写)が期限内である × : 一部期限切れの許可証(写)がある、または許可証(写)のないものがある
7	処分状況の追跡調査は行われているか。(支店の主要取引委託業者を除く)		: 全て中間処理場まで追跡調査している : 一部していない × : まったくしていない
8	収集運搬許可車両を把握しているか。		: 全ての最新版許可車両一覧を使用してチェックしている : 全ての最新版許可車両一覧がある × : 最新版許可車両一覧のないものがある
9	収集運搬車両の表示及び書面の携帯(許可証)		: 確認した全てに表示及び書面の携帯がある × : 確認した一部車両に表示及び書面の携帯に不備がある、またはないものがある
10	マニフェスト記載事項に未記入等の記載不備は無いか。(収集運搬や処分する会社名の記載等)(前回パトロール以降に交付したマニフェストを対象とする)		: 全て記載不備なし : 記入漏れが1箇所/枚ある × : 記入漏れが2箇所/枚以上ある
11	マニフェスト交付状況管理表は整備されているか。		: マニフェスト交付状況管理表が全て整備されている : 一部未整備のものがある × : ほとんど未整備となっている
12	分別品目数は適切か。(汚泥、コンクリートがら、アスコンがら、木くず、廃プラ、石膏ボード、ダンボール、鋼材、混合廃棄物、一般廃棄物など)		: 10品目以上分別、あるいは10品目未満でも混合廃棄物がない : 6~9品目分別 × : 5品目以下分別、或いは分別可能な品目があるのに行われていない(全て一般廃棄物を含む)
13	分別状況はよいか。		: 全て表示通りのものが入っている : 一部表示以外のものが入っている × : ほとんど表示通りになっていない又は表示がない
14	廃棄物保管場所標識が設置されているか。		: 標識(60cm×60cm以上)があり、記入内容も良い : 標識があるが、記入内容が一部不良 × : 標識がない、または大きさが満たない
15	発生材の転用・再利用により減量化を行っているか。(対象品目 土砂、汚泥、コンクリートがら、アスコンがら、がれき類、鋼材、木製型枠材、木材、伐採材、その他)		: 5品目以上取組み : 1~4品目取組み × : 取組みなし
16	廃棄物の収集運搬、処分会社の支払いは適切に行われているか。		: 最終処分終了日を確認後支払っている : 一部確認なしで支払っている × : 確認していない
17	建設副産物処理計画書を作成しているか。		: 作成している × : 作成していない

表3. 環境パトロールチェックシートの項目(廃棄物処理関係)

(4) 環境行動計画

支店と各工事作業所では、年度毎に環境行動計画書を作成しています。計画目的と目標を具体的に掲げ、これを達成するための実施事項とスケジュールを示します。

各工事作業所では、環境行動の実施状況について、目標の達成状況を具体的な数値で示し、目標達成の合否を判断します。支店では、環境行動の実施状況について、目標の達成状況を具体的な数値で示し、実施状況についての考察を取りまとめています。

(5) 環境教育

支店では、安全環境部のメンバーが講師となって、産業廃棄物適正処理教育を行っています。受講者は社員や協力会社だけでなく、産業廃棄物の委託先である収集運搬・処理業者も対象としています。内容は単なる講義だけでなく、実際にマニフェストや建設廃棄物委託契約書等の記入を行い、最後には講習内容についての試験を実施するといった実践的な教育を行っています。

(6) 社内イントラの活用

飛鳥建設株式会社では、様式文書の取得や廃棄物や環境の情報交換において、社内イントラネットを活用しています。

様式文書としては、廃棄物処理委託業者の選定関係、委託契約書記入例、建設系マニフェスト記載例、マニフェスト等の管理票、環境パトロールチェック表等があります。マニフェスト交付状況の管理においては、廃棄物の集計も行います。

情報交換としては、リソースコーナーを設けて在庫状況を提示し、支店や作業所間の仲介役として活用しています。また、分別に関する情報提供についてもイントラを利用しています。

3 問題の解決に苦労した点

建設廃棄物委託業者選定票の選定合否基準の統一化は図っていません。これは、参考とした社団法人全国産業廃棄物連合会の資料において、評価の基準は無く最終的な判断は排出事業者に委ねられる旨が記載されていることと、工事場所や廃棄物の種類によっては、委託業者が限られることに配慮したためです。

環境パトロールは、当初安全パトロールと併せて実施していました。しかし、現実には時間の制約もあって、安全パトロールが主体となる傾向にあったため、環境パトロールを単独に実施することにしました。すると、マンネリ化が解消され、これまでは少なかった環境パトロールの指摘事項が大幅に増える結果となり、見えていなかった指摘事項が抽出され、改善点が増加しています。

4 取組の成果

産業廃棄物への取り組みは、支店間で競争させることにより、減量化を促しています。

飛鳥建設株式会社関東土木支店では、排出抑制に対する現場の認識は定着しており、出来高1億円当りの廃棄物排出量は2006年度が2000年度比で25%の削減をしています。

2006年度の分別率（汚泥、がれき類を除く）は56.3%で、年々分別率は向上しています。

グリーン購入は、目標78%に対して、2006年度は95.2%を達成しています。

5 今後の取組

今後は、混合廃棄物の発生抑制と分別率向上に取り組めます。

電子マニフェストは、委託処理業者が電子マニフェストに対応していない場合があるため、現在は利用していません。今後は、委託処理業者の動向を把握し、全業者が対応できるようになれば、電子化を図る予定です。